



宮 崎 県 公 報

平成19年9月28日 (金曜日) 号外 第96号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則
○宮崎県事務委任規則等の一部を改正する規則… (行政経営課) 1

頁
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則… (行政経営課) 1
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則… (財政課) 1

規 則

宮崎県事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年九月二十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第六十三号

宮崎県事務委任規則等の一部を改正する規則

(宮崎県事務委任規則の一部改正)

第一条 宮崎県事務委任規則(昭和四十年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表西臼杵支庁長の項第四十七号3中「第三十一条の二第二項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ」に改め、同号4中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ」に改め、同号5中「第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同号6中「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

別表土木事務所長の項第二十八号3中「第三十一条の二第二項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ」に改め、同号4中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ」に改め、同号5中「第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同号6中「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

(宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部改正)

第二条 宮崎県優良宅地認定事務施行規則(昭和四十九年宮崎県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改める。

第八条中「第三十一条の二第二項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改める。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号中「第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

(宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部改正)

第三条 宮崎県優良住宅認定事務施行規則(昭和四十九年宮崎県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同条第二項第五号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

第三条第一項及び第二項第二号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

別記様式第一号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第16号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第16号ハ」に改める。

別記様式第二号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第16号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第16号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第六十四号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年宮崎県条例第三十八号)の施行期日は、平成十九年九月二十八日とする。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第六十五号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成十九年宮崎県条例第四十号)附則に規定する改正規定中第三条第二項第四百五十一号及び第四百五十二号の改正規定の施行期日は、平成十九年九月二十八日とする。